

# 国家への〈信頼〉の源泉を問う

——ヘーゲルの「世論」と「愛国心」の視点から——

小 川 仁 志

Hitoshi OGAWA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 3

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 3号  
2005年1月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
JANUARY 2005

## 国家への〈信頼〉の源泉を問う

——ヘーゲルの「世論」と「愛国心」の視点から——

小川仁志

---

**要旨** 今、我が国では、あらゆる局面で国家の信頼が揺らぎはじめている。現代日本の抱える信頼喪失という病。この点、国民国家の形成期である近代において、その時代の哲学の完成者と称されたヘーゲルは、国家に絶大な信頼を寄せた思想家である。彼はなぜかくも国家を信頼し得たのか。ヘーゲルによる国家への信頼の源泉を探ることで、我が国における問題状況への処方を試みるのが本稿の主題である。

ヘーゲルによると、国家への信頼は民意が実質的に国家に反映されること、すなわち「国家と国民の自同性」が確保されることによって生じることになる。そして、そのための制度的工夫として、選挙、議会の公開、世論の反映、言論の自由などが想定されている。特に世論の反映は、現代社会においても実質的な民主主義を図るうえで不可欠のものであり、ヘーゲルの先見の明を認め得る。

もっとも、ヘーゲルは愛国心をして信頼と言い換えていることから、国家への信頼の源泉とは、実は偏狭的な国家信奉なのではないかという疑念が生じる。こうした疑念については、ヘーゲルの愛国心を、近時提唱されている「活私開公」という理念を背景にもつ公共性であると解することで払拭し得ると考える。ここにおいてはじめて、公共性に開かれた国家こそが信頼をかちえることができるという論理が明らかになる。

**キーワード**：世論、愛国心、公共性

---

### はじめに —現代日本の問題状況—

年金不信、自衛隊派遣への疑問、憲法改悪との批判の声…これらすべてに通ずるのは、国家への信頼の揺らぎであるといえるのではなからうか。この点、近代哲学の完成者と称されるヘーゲルは、新資料の発見等もあって復古主義者の汚名を返上し、逆に専制に抗して自由を擁護したりベラリストとしての評価が定着しつつある。今、その卓越した国家論に再び注目が集まっているのである。「国家は一つの偉大な建築学的建造物、現実世界のなかに現れる理性の象形文字とみなされなくてはなりません」（『第6回講義録』第279節、S. 670）。これは法・権利の哲学に關す

るヘーゲルの講義での言葉である。国家への絶大なる信頼の宣言であるといつてよかろう。なぜ彼はかくも国家を信頼し得たのか。いや、もう少し正確にいうならば、当時のプロイセンの現状に鑑みるとき、ヘーゲルのいう国家はすでに存在する国家ではなくて、理想の国家像であつたに違いないのであるから、さきの問いは次のようにするべきであろう。「はたしてどのような国家ならば信頼に値するというのだろうか。」この問いへの解答を誤ると、かの悪名高き愛国心という表現とも相俟って、「国家主義者」としてのヘーゲル像を導きかねない。

いずれにせよ、近時声高に叫ばれる「戦後の終わり」が一つの時代の終わりである点に着目するとき、我われは今一度、たそがれとともに飛び立つミネルヴァのふくろうに耳を傾ける必要があるように思われる。そこで、本稿では、ヘーゲル国家論の集大成ともいえる『法・権利の哲学要綱』（以下、必要な場合は『要綱』という。本書からの引用箇所を明示する際は、後掲の指示どおりとする。）に国家への信頼の源泉を探ることによって、我が国が抱える信頼喪失という病への処方を試みたい。なお、『要綱』については近時講義録の刊行が相次いでおり、なかでも『第1回講義録』には出版物に表れていないヘーゲルの本音が吐露されているものとして高い関心が集まっている<sup>(1)</sup>。したがって、本稿は原則として『要綱』の体系を分析の対象とするものではあるが、内容の相違する部分、補足が必要な部分については、随時これら講義録も参照して検証を行っていくこととする。

## 第1章 国家と国民の自同性

ヘーゲルによる国家への信頼の源泉を探り当てるためには、まず彼の国家観そのものを確認しておく必要がある。この点ヘーゲルの国家という概念には、Z.A.ペルチンスキーも適切に指摘しているように、二義性があると考え<sup>(2)</sup>。つまり、個人の自由を可及的に尊重し、生かそうとする自由主義的な共同体としての国家と、君主権、統治権、立法権の三権を中心とした政治権力という意味での国家の二つである。ここでは便宜上、前者を「共同体としての国家」、後者を「政治的権力としての国家」と表現しておく（以下引用文以外の箇所で、ことわりなしに国家と表現する場合は後者の方の国家を指す）。本稿では直接的には、「共同体としての国家」を構成する「政治的権力としての国家」についての信頼を論じているが、ひいてはそれが「共同体としての国家」への信頼につながるものであると考える。

さて、それではヘーゲルにとって国家とはどのような意味をもっていたのであろうか。そもそもヘーゲルの政治哲学のモチーフは、封建領主による恣意の支配が蔓延するドイツの現状に警鐘を鳴らし、「ドイツはもはや国家ではない」（憲法論S. 161、49頁）との決別の辞とともに、公的領域と私的領域を分離するという点にあった。これについて滝口清栄氏は次のように指摘している。『ドイツ憲法論』において「ヘーゲルの視線は、何よりもまず公的なものと私的なものが混淆していて、公的なものが公的なものとして、私的なものが私的なものとして確立していない点

に、またそれらの関係に向けられている」<sup>(3)</sup>。そして、この原モチーフが『要綱』に引き継がれているとする。すなわち、「そもそも市民社会と政治的国家という明確な区別には、公的なものを私的なもの的手段から防ぐという意義」があって、『要綱』においては、「公的な圏を空洞化させないための制度的回路が工夫される」<sup>(4)</sup> というのである。つまり、ヘーゲルは公的領域の確立という点に国家の意味を求めたのである。

このように、国家が公的なものを保全する存在であるとする、国家のレゾンデートルは、それを維持し続ける点にあることになる。そして、公的なものを保全するとは、とりもなおさず、国家が誰かの私的な意見のみを反映するのではなくて、あくまでも国民全員、つまり公的な意見を反映するということである。ここにおいて「信頼」という概念が登場する。ヘーゲルはいう。「人がある人を信頼するのは、その人が洞察の人であり、こちらのことをわがことのように扱い、最上の知識と良心をもって事に当たるのが信じられるからです」(『第6回講義録』第308節、S. 716)。後にも論じるように、ヘーゲルは国家に対してもこの信頼という表現を用いている(第268節、S. 413参照)。そこで、この「ある人」を「国家」に置き換えてみていただきたい。そうすると、ヘーゲルは、国民の意志が国家に実質的に反映されている状態、いわば「国家と国民の自同性」が実現されてはじめて信頼が生じると考えていたことが明らかとなるであろう。つまり、かかる自同性の確保こそが公的なものを保全するということの意味であり、これこそが国家への信頼の源泉だといえるのである。

問題はいかにして国家と国民の自同性を実現し、維持していくのかという点である。ここでは何らかのメカニズム、さきの滝口氏の言葉を借りるなら、何らかの制度的回路の工夫が求められる。次章以下では、このメカニズムについて考察を加える。

## 第2章 国家への信頼の源泉 I 一選挙制度一

国家と国民の自同性を実現するためのメカニズムとして最も重要なのは、ヘーゲルの説く三権力のなかでいうと、やはり立法権ということになる。彼の考える国家の制度は、大別すると君主権、統治権、立法権の三つということになるが、このうち他の二権に比し、立法権こそが最も民意の反映される部分だからである。すなわちヘーゲルの場合、「君主は審議の具体的内容に縛りつけられているのであって、憲法がしっかりしていれば、君主にはしばしば署名するほかになすべきことはないのです」(『第6回講義録』第279節、S. 674) という表現からも明らかのように、君主の役割は最終的意思決定を形式として行うことである。また、統治権の役割は、「すでに決定されていること、現存の諸法律、諸機構、共同目的のための諸施設などを、継続的に運営し維持することである」(第287節、S. 457)。これはいわば法の忠実な執行にすぎない。これに対し、立法権は「普遍的なものを規定し確定する権力」(第273節、S. 435) であって、十分に民意をくみ取り、それを法という普遍的なものに結晶化する役割が帰せられている。その立法権の

中心的な機能を果たしているのが議会である。「議会は媒介機関とみなされる場合には、一方では政府一般、他方では特殊的な諸圏と諸個人とに解体した国民、という両者の間に立っている」(第302節、S. 471)。このようにヘーゲルの理論においては、議会はそれ自身が政治権力でありながらも、市民社会と「政治権力としての国家」を結ぶ媒介機関として位置づけられている。そこで本稿では、こうした媒介機関としての議会がいかにして国家と国民の自同性を実現し、維持するためのメカニズムとして機能しているのかを分析する。

ヘーゲルによると、議会が国家と国民の自同性を保障するメカニズムは、代議制として把握されている。この代議制のもとでは、国政に民意を反映させるための方法として二つの契機が考えられる。一つは選挙による意思表示という契機である。もう一つは世論を形成し、日常的に訴えかけを行うという契機である。この二つの契機はともに民主主義の重要な契機であるが、大きな相違がある。それは、前者がいわば「フォーマルな民主主義の契機」であるのに対し、後者が「インフォーマルな民主主義の契機」であるという点である。以下この違いについて説明する。

まず、前者のフォーマルな民主主義の契機についてであるが、ヘーゲルの場合、より慎重な審議が可能であること及び各機関との媒介機能によるメリットを重視して、二院制の議会を主唱している(第312節、S. 481、第313節、S. 481参照)。すなわち、土地貴族などの世襲議員によって構成される上院と、職業団体及び地方自治団体などの諸団体から選出される議員から成る下院である。上院については、ヘーゲルが「自然的倫理の身分」(第305節、S. 474)と呼ぶ土地貴族の世襲により選出されるため、まさに出自によって議員となるのであり、必ずしも民意を受けた代表者が選ばれるとは限らない。これに対し下院議員は、「市民社会から代理として派遣されるため、そのかぎり、市民社会が現にそうであるところのものとして代議士選出を行うのは、たちどころに明らかなことである」(第308節、S. 476)というのであるから、選挙によって国家と国民の自同性の確保が期待できそうなのはこの下院の方である。さて、ここで注目しなければならないのは「市民社会が現にそうであるところのものとして代議士選出を行う」ということの意味である。同じ節の中で、ヘーゲルはこれを次のように言い換えている。「もともと制度的に設置されているもろもろの組合や地方自治団体などに分節されている社会として代議士選出を行う」(第308節、S. 476)。つまり、ヘーゲルは諸圏からなる市民社会の本質を重視していたがゆえに、その実態を議会に反映させようとしたのである。これによって国政に民意が十分反映されると考えたのである。

ところが、その反映のさせ方、すなわち選出の方法は、すべての成員が個人を基礎に一票を投じるという選挙によるものではなかった。ヘーゲルはいう。「この選出が市民社会の本性に則って、市民社会のさまざまな団体を基盤にして行われ〔第308節〕、そしてこの選出の単純なやり方が抽象的諸観念や原子論的表象によって妨害されることがないならば、これによってこの選出は、とりもなおさず右の主旨を充たすのである。したがって選挙するということはそもそも

なにか余計なことであるか、それとも私見と恣意との取るに足りない遊びに帰着する」(第311節、S. 480)。つまり、「共同体としての国家」は各種団体によって構成されており、その団体の中ですでに代表者が選ばれているのであれば、さらに選挙のようなプロセスを経ることは屋上屋を架するようなものであるどころか、むしろ恣意を介在させる余地が生じる分有害であるとさえいうのである。これでは民意による代表者の選出というよりは、まるで実績のある人物が有無を言わず議員になるといった、むしろ良識の府としての上院向きの選出システムであるといわざるを得ないのではなかろうか。

選挙への批判はさらに続く。「多数の個々人による選挙についてなお一言しうることは、とくに大きな国家では、自分の一票などは多数の衆のなかではさしたる効果をあげないという理由から、自分の票を投ずることに対して必然的に無関心な態度が生じ、投票権がどれだけ高い価値があると諭されても、有権者たちは必ずしも投票には現れないということである。—こうしてこのような制度からはむしろ、その建前とは逆のことが結果として生じるのであって、選挙は少数者や一党一派の手中におちいり、したがって本当はまさに解消されなければならないはずの特殊的な偶然的利益に支配されることになるのである」(第311節、S. 481)。これは、いわゆる無関心層の存在による低投票率がゆえに、選挙が一部の組織票に正統性を付与するためのセレモニーになりさがっており、恣意的な結果を招来しているという現代社会にも通ずる鋭い警鐘である。さきにヘーゲルの選挙に対する態度を「フォーマルな民主主義の契機」であるとしたのは、セレモニーにすぎないとする彼の警鐘をアイロニーとして表現したのもでもある。

たしかに、代議制における代表者選出に際して、ヘーゲルが候補者たちに寄せる信頼の根拠は、国家と国民の自同性の保障の上にはないようである。上院議員である土地貴族への信頼は、彼らが資産をもっており利益誘導される危険性がないという点に求められているわけであるし、下院議員である諸圏の代表者は、実績によって人格と能力がすでにお墨付きであるという点が信頼の源泉だとされているからである(第310節、S. 479参照)。これでは、下院議員が「普遍的要件としての公事」に専心してくれるという点についての保証はあっても、さらに踏み込んで、個々の民意を国政に反映し、国家と国民の自同性を図ってくれるかどうかという点については、担保されているとはいえないのではなかろうか。むしろ愚かな大衆になり代わって国を治めてやるといった傲慢かつ危険なエリート主義官僚制と何ら変わらなくなってしまう恐れさえある。ましてや一応は選挙に基づく代議制であるという大義名分が存する分だけ、なおたちが悪いものになりかねない。いずれにしても、ヘーゲルが議員の選出に際して期待したのは、あくまで彼らの公正さと能力にすぎないのである。

こうしたヘーゲルの選挙への不信には、とみに指摘されるように、フランス革命の負の側面が大きく影を落としていることは間違いない(第258節、S. 400 f. 参照)<sup>(5)</sup>。しかし、これではいくら市民社会の実態にあっているとしても、民意を反映して代表者を選出したとは必ずしもい

えないのではなかろうか<sup>(6)</sup>。決して団体にカテゴライズしきれない多様な諸個人の自由の表明は、いったいどうやって国家に訴えかければよいというのか。その意味でヘーゲルの代議士選出に対する考え方は、国家と国民の自同性を実現するためのシステムとしては不十分であるとの感が否めない。残念ながら『要綱』の表現を見る限り、ヘーゲルはそもそも選挙によって全国民の意見をくみ取れるとは思っていないようである。

もっとも、ここでぜひとも言及しておかなければならないのは、『要綱』の表現とは異なり、『第1回講義録』においてヘーゲルが選挙を肯定的に解しているともとれる表現をしている点である。ヘーゲルは下院議員の選出について次のようにいう。「こうしていかなる現実の市民も、彼がどのような資産をもっていようと、選挙権から排除すべきでない市民全体において選出される」(『第1回講義録』第153節、S. 183)。さきに言及したごとく『第1回講義録』にヘーゲルの本音が表れているとするならば、『要綱』の表現との相違からして、あるいはヘーゲルの本音は、個人を信じたい、そうした個人に支えられた民主主義を信じたいというところにあったのかもしれない<sup>(7)</sup>。しかし民衆による自由の獲得から恐怖政治まで、フランス革命の一部始終を目の当たりにした彼が、諸個人のもつ強さと弱さを同時に洞察したのは当然であり、諸個人に手放しですべてを委ねることの危うさを知ってしまった限りは、どうしてもそれをもとに論理を組み立てることができなかつた心情が推察される。そこで、ヘーゲルはあくまでも共同性を建前とした民主主義を掲げざるを得なくなってしまったのであろう。それが『要綱』における選挙に対する消極的評価というかたちとなって表れているのである。

とするならば、ここでの問題はもはやヘーゲルの真意の追求ではなく、彼が「もろもろの根本概念を、もっとすすんで、とくにもっと体系的に論じたものである」(序文、S. 11)として自信をもって刊行したはずの『要綱』において、いかにして選挙以外の方法で多様な諸個人の意志をくみ取り、国家と国民の自同性を実現し得ているのかという一点に絞られてくる。この点に関する解明がぜひとも求められるのは、まさにこれこそがヘーゲルの国家論を特徴付けている部分であり、また矛盾なき体系を志向した哲学者ヘーゲルの論理的一貫性が問われるところだからである。

### 第3章 国家への信頼の源泉Ⅱ 一議会の公開、世論の反映、言論の自由一

そこで注目すべきなのは、「世論というかたちでならば〔第316節を見よ〕、普遍的なものに関する主観的意見であろうとも、これを発表し主張する道がだれにでも開かれている」(第308節、S. 478)というヘーゲルの言である。ここでは、団体を基礎とした意思表示にあくまで固執する代議士選出の場合とは打って変わり、一転個人を基礎とした意思表示の機会が肯定されているのである。まずヘーゲルは、議会の意義として、皆が公事を知りうるという点に着目し、その公開性を重視する。「議会の特徴的な使命はむしろ、普遍的要件である公事に関して、議会が共に知

り共に審議し共に決議するというかたちで、政治にあずからない市民社会の成員のために、形式的自由の契機の正当な権利がかなえられるようにすることにある」(第314節、S. 482)。そして、なぜ皆が公事を知ることが大事かという、それは世論の陶冶に寄与するからであるとす。 「こうして世論が、はじめて真実の思想に達し、国家の状態と概念と要件とを洞察するようになり、したがってはじめて、これらのことについていっそう理性的に判断する能力を得る」(第315節、S. 482)。

ヘーゲルはこの世論の価値を積極的に評価している。「だから世論は、正義の永遠の実体的諸原理を、そしてまた全国家体制と立法と全般的状態一般との真の内容と成果とを、常識の形式で、すなわちすべての人に先入見の形態をとって浸透している倫理的基礎の形式で含んでおり、同じくまた現実社会の真の欲求と正しい方向とを含んでいる」(第317節、S. 483 f.)。そして、第6回講義ではこのような表現をしている。「世論は、国民の意志や意見を非組織的に知らせてくれるものです。国家が現実はどうあるべきかは、組織的な活動のなかで確定されねばならず、それを行うのが政治体制です。世論はあらゆる時代に大きな力をもちますが、主観的自由が大きな価値と意味をもつ近代にあつては、とりわけ大きな力をもちます」(『第6回講義録』第316節、S. 723)。つまり、国家体制のもとにおいては、もちろん権力こそが正統性を有するわけであるが、常識あるいは民衆の真の欲求として実際に効力を有するという点では、世論こそが価値をもつというのである。

もっとも、他方で彼は世論の両義性を見抜いている。「—しかしそれと同時に、世論のなかに含まれているこうしたものが、それ自身のためにせよ、あるいは国家の事件、指令、状態、及び痛切な要求について具体的に小理屈をこねるためにせよ、意識の表面にのぼってきて一般的な命題のかたちで表象される段になると、私見の全き偶然性、その無知と錯誤、その間違った知識と評価が現れてくるのである」(第317節、S. 484)。とはいうものの、かかる洞察は世論の価値をいささかも減ずるものではない。それはヘーゲルの次の言葉からも明らかであろう。「だから世論は、尊重にも、軽蔑にも値する。軽蔑に値するのは、その具体的な意識と外に現れた姿からみてのことであり、尊重に値するのは、その本質的基礎からみてのことであり」(第318節、S. 485)。つまり、世論にはセンセーショナルリズムに煽られた側面があることは否めないが、そこには必ずそれが生じる何らかの原因があるはずであつて、その本質に目をやることこそが大事なのである<sup>(8)</sup>。

さらに別の問題は、このような世論が力をもつために、まず国家に認知される必要があるということである。これを担保する制度として、ヘーゲルは言論の自由の大切さを強調している(第319節参照、S. 486)。この点、政府への批判を牽制するなど表現が多少消極的であるのは、カールスバート決議以来、検閲が厳しくなつてきている時代状況を反映してのことであろう<sup>(9)</sup>。現にこの決議のなされる以前の第1回講義では、出版の自由について次のように述べている。「出版

の自由は大きな国家における補完物です。共同体はそこでは階層制議会における代表者によってのみ代表され得ます。というのは、無数の国民は彼らの仕事及びその教養によって政治に関与し得ないために、全員がそこに出席するということではできないからです。この本質的な補完はかくして直接に自分の意見を述べるということなのです(『第1回講義録』第155節、S. 185)。間接民主主義の制度下において、個人が直接に意見を表明するためには、こうした出版の自由をはじめとした言論の自由が保障されていなければならない。先述のごとく、ヘーゲルの場合選挙でさえも個人ではなく団体を基礎としているため、この点への配慮はなおさらであろう。

それでは、このように国家に認知され、力をもつに至った世論は、はたしてどのように国家に対してその影響力を及ぼしていくのか。この点に関する『要綱』でのヘーゲルの叙述は、「このように議会が公開されることによって、これら官庁や官吏の才能のほうも、その力を伸ばす有力な機会を得るとともに、大いなる名声を博する舞台を得るわけであるが、それと同じくこの公開はまた、個々人や多数の衆の慢心に対する矯正手段であり、彼らのための陶冶手段、しかも最大の陶冶手段の一つなのである」(第315節、S. 482)といった表現にとどまっている。ここは補足が必要であろう。というのも第6回講義においてはより端的に、「議会が公開されることによって始めて、その後世論は、〔政治と〕関係してゆくのです」(『第6回講義録』第315節、S. 723)と表現しているからである。さらに『要綱』公刊前になされた第1回講義では次のように述べている。「階層制議会を考えるにあたり、その会議が公開でなければならないということは注目されることである、一中略一そのことによって階層制議会とその議員は世論によって自己に関する監督及び重要な判断をもつのである」(傍点筆者)(『第1回講義録』第154節、S. 184)。すなわち、議会の議論を知ることによって、世論がこれに反応する。そしてその反応を決して等閑視することなく、議会がこれに応じようと努める…。こうした世論と議会との相互作用によって始めて、国家と国民との自同性が実現されるに至る。19世紀の初頭、ヘーゲルがすでにこうした洞察をものにしていたという点については、これまであまり取り上げられなかった<sup>(10)</sup>。しかし、21世紀の我が国において情報公開の重要性がようやく認識されつつある現状に鑑みるならば、議会を公開することによって世論が陶冶されるという洞察自体感服するものであるし、それを越えてなんと議会と世論との間の相互作用までが想定されていたとは実に驚くべきことである。この構想力の的確さは、現代の政治において世論がどれほどの力をもつに至っているかを見れば明らかであろう。

こうした制度のもとで、いわば実質的に民主主義が図られることになる。さきの「インフォーマルな民主主義の契機」という表現は、かかる実質的な民主主義を意図したものである<sup>(11)</sup>。さらにいうならば、このインフォーマルという言葉は、国家に対する市民社会のメタファーでもある。そもそも、世論が生まれ陶冶されるのは、ほかでもない市民社会においてなのだから。この点、藤井哲郎氏は「かくして、『ヘーゲルはどこにも公共圏の概念を体系づけしていない』にも

かかわらず、ブルジョア社会と国家との緊張のはざまに成立する公共圏の構想は、すでにヘーゲルにおいて、『経済社会からも独立し、政治社会からも独立している領域』すなわち『第三の領域市民社会』として成立していたのである」と指摘する<sup>(12)</sup>。ヘーゲルは、市場とは異なる公共圏としての市民社会を、公共的意見陶冶のための場として重視していたといえよう。公的領域の保全のため国家と市民社会の分離を図りつつも、政治が市民のもとを離れ国家に独占されることのないよう、実質的な政治の主役としてしっかりと市民を据えていたのである。

さて、我われは、ここに一つの弁証法が成立していることに気づかされる。それは主体性についての弁証法とでもいうべきものである。すなわちヘーゲルは、まず代議制を中心とした政治的権力こそ正統性を認め、これこそが即自的なあり方であるとする。しかし他方で、世論のインフォーマルな力を評価することで、これを対自的なあり方として措定したのである。「我われは主体性をすでに一度、君主というすがたをとった国家の頂点とみなしました。主体性のもう一つの面は、それが世論という最も外面的なすがたをとって現象し、恣意的にふるまうというものです」(『第5回講義録』第320節、S. 826)。敷衍するならば、ヘーゲルのこの言葉は、君主を頂点とした国家と世論に象徴される市民社会との緊張関係を表現するものといえる。この点S.アヴィネリも、「ひとは形成された世論に反対しては何事をもなしえない…。あらゆる変化は世論に由来するのであり、そして世論は自己の欠陥を意識しつつ徐々に発展していく精神にはかならない」<sup>(13)</sup> という『イェナ実在哲学』の一節を引きつつ、ヘーゲルの世論への洞察を確認したうえで、「近代社会において政治的指導力と世論との間にまさに展開しようとしていた極めて両義的で弁証法的な関係に感じていた人は少ないのである」<sup>(14)</sup> として、弁証法に言及している。これは私がさきに指摘した主体性についての弁証法と基本線と同じくするものであるといえる。そしてかかる弁証法から止揚されるものこそが、国家への信頼であるといえるのではなからうか。

以上から、ヘーゲルの国家論における国家への信頼の源泉は、国家と国民の自同性の確保にあり、それを保障する諸制度にこそ存するといった結論が導かれるに至る。そのなかでも最も重要なのが、世論をくみ取る議会とその当の世論との相互作用なのである。

#### 第4章 愛国心の意義

これで一応は国家への信頼の源泉が明らかとなったわけであるが、ここでどうしても愛国心との関係を明らかにしておく必要がある。なぜならヘーゲルは、この愛国心について、国家を貫流する政治的心構えであるとしたうえで、これを「信頼」と言い換えているからである(第268節、S. 413参照)。そして困ったことに、他方で愛国心は一貫して滅私奉公的な理解をされてきた歴史的経緯が存するからである。したがって、この愛国心の定義如何によっては、これまで論じてきた国家と国民の自同性というのが、単なる全体主義を指し示すものとして誤解されかねないといった危険性がある。換言するならば、国家への信頼の源泉が、盲目的な滅私奉公の精神にある

といったような結論にも至りかねないのである。

こうした誤解を回避するうえで参考になるのが「活私開公」という概念である。この概念は次のように説明される。「活私開公とは、<sup>きむでえちやん</sup>金泰昌（1934～）が最初に用いたことばですが、個人を他者関係のなかで活かしながら、民（人々）の公共性を開いていくという意味で、滅私奉公や滅公奉私とは対極の概念と考えてください。このコンセプトにおいて、『個人の尊厳』は『他者感覚』を媒介として『公共性』と両立し、補完しあうのです」<sup>(15)</sup>。すなわち、滅私奉公とは、いわゆる偏狭的な愛国心の背後にある理念のことであり、滅公奉私とはセルフイッシュな利己心そのものである。これに対し、活私開公とは、私を活かして公共性を開いていくというのであるから、同じく公を重視しているものの、あくまでも私の存在が前提となっている点で滅私奉公とは全く性質の異なるものである。本稿では、この活私開公の理念を体現する心構えについて、これを愛国心と区別する意味で、「公共心」と呼ぶことにする。滅私奉公的な愛国心のもとでは、国家の政策にある個人の意見が反映されることは原理的にありえないのに対し、活私開公的な公共心のもとでは、ある個人の意見と国家の政策との間に自同性が存立しうるのである。ただ、ここで注意を要するのは、ある個人の意見が全体に反映される可能性があるということと、ある個人の意見のみによって全体が支配されてしまうという事態とは全く異なるということである。以上の分析から、我われは、滅私奉公＝愛国心、滅公奉私＝利己心、活私開公＝公共心という図式を確認することができる。

では、ヘーゲルの愛国心もこの図式のとおり滅私奉公を意味しているのであろうか。ヘーゲルが『要綱』の中で愛国心という表現を使用している箇所を見てみよう。「政治的心構え、総じて愛国心というものは、真理をふまえた確信〔たんに主観的な確信は真理に由来するものではなくて、私的な意見であるにすぎない〕であるとともに、習慣になった意志のはたらきであるから、国家において存立している諸制度の成果にほかならない。」「愛国心といえればしばしばもっぱら、異常な献身や行為をしようとする気持だと解される。しかし本質的には愛国心は、平常の状態や生活関係において、共同体を実体的な基礎及び目的と心得ることを、ならいとしている心構えである」（以上第268節、S. 413）。

みられるように、ヘーゲルは別に盲目的に国家を愛せなどといったわけではない。彼がこの愛国心という言葉によって訴えようとしているのは、公に対峙する際の私の心構えにほかならない。つまり、共同体においては、いたずらに恣意をふりかざすべきではなく、共同体がバラバラになってしまうことのないように、あくまでもその存在を前提としたうえで、精一杯私を活かすべきだということである。これはまさに、さきに述べた活私開公における公と私のあり方と趣旨を同じくするものであり、したがって、ヘーゲルの愛国心は滅私奉公を意味するものなどでは決してないのである。このことは、すでにみたように、ヘーゲルが公共圏としての市民社会を否定することなく、むしろこれを公共的意見陶冶の場として最大限活かすことによって、国家と相互

媒介させることを企図していることから裏付けられる。

ヘーゲルのいうPatriotismusが、真意とは裏腹に滅私奉公的な意味あい理解され、誤解を受けてきたのは、滅私奉公=愛国心という図式を安易にひっくり返し、愛国心=滅私奉公として適用してきたからである。つまり、まず国家ありきでPatriotismusの意味について議論を始めるのではなく、Patriotismusの中身そのものから議論を始めるべきなのであって、そうすることではじめて、我われはPatriotismusを偏狭的な愛国心と結びつけてしまうある種の呪縛から解放されるのである。以上からヘーゲルのPatriotismusは、愛国心というよりも、むしろ活私開公の理念を背景とした公に対峙する際の私の心構えとして、公共心と呼んだ方が適切であるといえる。ヘーゲルの愛国心は、かかる意義を有する公共心と読み替えることではじめて、国家と国民の自同性を実現する心構えとして、信頼と結びつけることができるのである。

この問題に関連して、アヴィネリは、国家を貫く人間関係の様式として普遍的愛他主義(universal altruism)という表現を用いている。「ヘーゲルにとって国家とは、普遍的愛他主義—利己心からではなく連帯から、すなわち、共同社会に他の人々とともに生活していくという意志から、人間全体に関係する一様式である」<sup>(16)</sup>。そして、愛国心とは私が次のことを知っていることであるとする。「私が満たされるのは、他の人々と共に生きることによってである、ということ、つまり『私の、実体的であるとともに特殊的でもある利益が、ある他者の(すなわち国家の)利益と目的のうちに、いいかえれば個人としての私に対するこの他者の関係のうちに、含まれ維持されているのだという意識』をもって生きることによってである、ということ」<sup>(17)</sup>。つまり、アヴィネリのいう普遍的愛他主義とは、彼の理解するところの愛国心と同義であり、その内容はこれまで論じてきた活私開公的な公共心に極めて近いものであるといえよう。

また、最近ではA.オーミストンが愛国心について次のような定義をしている。「我われが市民社会の全章を通じて見てきたものは、それによって調和に関する認識が形成陶冶されるある種的手段である。この調和とは、個人の存在のあらゆる局面において、つまりすべての自然的社会的存在及び理性的な認識において他の成員との間で形成陶冶されるものである。かかる調和を主観的経験のレベルにおいて最も発展したかたちで表現したものが『愛国心』である」<sup>(18)</sup>。オーミストンもアヴィネリ同様国家ありきではなく、まず他者との関係から愛国心を導いており、活私開公的な公共心につながりうる理解をしているものと思われる。

では、かかる意義を有する公共心は、いったいどのようにして生じ、形成されるのであろうか。実は、ここでヘーゲルの世論に関する洞察が公共心と結びついてくる。つまり先述のごとく、世論が生じる前提としてまず議会が公開され、これによって民衆は公的な事柄を知る契機をもつ。これが公共心の生じるきっかけとなる。そして議会でのやり取りを知るなかで、次第に世論が陶冶されていく。この世論陶冶の過程こそが公共心を形成する過程にほかならないのである。こう考えるとヘーゲルがあれほど世論を重要視したのもうなずけるであろう。世論の陶冶は実に公共

心の形成に不可欠のものであったのである。さきにも引用した「こうして世論が、はじめて真実の思想に達し、国家の状態と概念と要件とを洞察するようになり、したがってはじめて、これらのことについていっそう理性的に判断する能力を得る」(第315節、S. 482)という一節は、このことを明確に裏付けているといえる。

### おわりに 一国家と公共性の関係一

以上の検討から、ヘーゲルの国家信奉は、決して「国家主義」に起因するものではないことが明らかになったと思われる。国家信奉は、あくまでも民意が国家に実質的に反映されることを担保する諸制度の存在が不可欠の条件となっているのであって、そこから育まれる国家への信頼によって理論づけられているのである。その意味で、こうした諸制度こそが国家信頼の源泉であるといえる。そして、その信頼を生む心構えこそが、公共心(Patriotismus)なのである。今こそ我われは誤解を乗り越え、公共心をもって国家と対峙することが必要である。と同時に、国家は国民にこうした心構えを抱かせるだけの信頼性を常に提示する必要がある。信頼を失った国家は存続し得ないのだから。

そこで大事になってくるのは、公共心というとき、いかなる場合に国家はその対象となりうるのか、換言するならば、その「公共」のなかに常に国家が含まれるのかという問題である。他人のためにボランティアはしても、国のためになどやりたくないという感情も当然あり得るであろう。ここに現代的課題としての公共性と国家の関係という論点が浮上してくる<sup>(19)</sup>。つまり、すでに論じたように、ヘーゲルのPatriotismusの意義は、その中身から議論を始めさえすれば、公共心を意味するのだという結論に論理必然的に至るのであって、そのうえで、「ではその公共と国家との関係はいかなるものか」といった問いの立て方がなされるべきなのである。

この点たしかに、即自的には国家イコール公共性とはいえないであろう。しかし、ヘーゲルが重視した世論は、原語で示すならöffentliche Meinungすなわち公共的意见のことである。これが国家に反映され、またその結果として新しい世論が生まれるという相互作用が機能しているということは、とりもなおさず国家自体が公共性に対して開かれているということである。つまり、公共性に開かれた国家のみが公共心の対象としての公共に当たりうる。国家がこの理を真摯に受け止めることができたとき、信頼への扉は自ずと開かれるであろう。

### [ヘーゲルの原文テキスト及び邦訳]

- ・ドイツ憲法論

G.W.F.Hegel, *Gesammelte Werke* 5, hrsg. von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Felix Meiner Verlag, Hamburg 1998.

邦訳は、金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集(上)』所収「ドイツ憲法論」(岩波書店、1967

年)を参照した。

- ・法・権利の哲学要綱

G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Werke in 20 Bänden, Bd.7, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 1970.

邦訳は、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論新社、2001年)を参照した。

- ・第1回講義録

G.W.F.Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wanneman(Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983.

- ・第5回講義録

G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bd.3.

邦訳は、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論新社、2001年)の「追加」のうち該当する部分を参照した。

- ・第6回講義録

G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bd.4.

邦訳は、長谷川宏訳『法哲学講義』(作品社、2000年)を参照した。

※上記文献からの引用ないし参照箇所については、次のように本文中に明記した。「ドイツ憲法論」は原文ページと邦訳ページを(憲法論S. 〃 頁)と、『要綱』は節数と原文ページを(第〃節、S. 〃)と、同じく各講義録は(『第〃回講義録』第〃節、S. 〃)と表記。

なお、訳文については、ヘーゲルが講義の際口頭で解説した部分に限り「です」「ます」体とし、それ以外は「である」体とした。また、上記邦訳を参照するにあたっては、訳文に変更を加えたものもある。

## 注

- (1) このあたりの事情については、『要綱』と講義録を徹底的に比較検証した福吉勝男『自由と権利の哲学―ヘーゲル「法権利の哲学講義」の展開』(世界思想社、2002年、以下福吉)7頁以下に詳しい。
- (2) Cf.Z.A.Pelczynski, *The Hegelian conception of the state*, in Z.A.Pelczynski(ed.): *Hegel's Political Philosophy* (Cambridge University Press, 1971), P.10,14. Z.A.ペルチンスキー「ヘーゲルの国家概念」、Z.A.ペルチンスキー編、藤原保信他訳『ヘーゲルの政治哲学(上)』、御茶の水書房、1980年、15頁及び22頁参照。
- (3) 滝口清栄「ヘーゲル法哲学の基本構想―公と私の脱構築―」、『思想』2002年3月号、岩波書店、30頁(以下滝口)。
- (4) 滝口44頁。

- (5) なお、この点につき高柳良治氏は、次のように表現している。「こうしてヘーゲルは、個別意思によって新しい体制を建てては毀し毀してはまた建て直すよりも、現存のもの、所与のものをひとつたびは承認するに如くはない、と考えるに至る」(高柳良治『ヘーゲル社会理論の射程』、御茶の水書房、2000年、61頁)。
- (6) 現実の市民社会が諸団体によって構成されている点への洞察自体は評価すべきであり、これがS.アヴィネリなどの主張するヘーゲルの多元主義国家論の根拠にもつながっていくわけであるが、それを民意の反映のための方法に直結させてしまうと、現実の変革というよりむしろ現実の追認を許容することになりかねないように思われる。
- (7) 福吉氏は、『第1回講義録』の第153節を引きつつ、「議員の『選挙』に対する肯定的評価」について明確に指摘し、これをヘーゲルの自由主義的な解釈へとつなげている(福吉35頁)。
- (8) こうした世論の有する価値の両義性という洞察にも、実はさきに見たフランス革命の原体験が影響しているといえる。つまり、世論の本質的な力、正しさを信じる一方で、他方でどうしてもセンセーションナリズムに煽られがちな諸個人の性質がヘーゲルの頭をよぎるのである。しかし、ここではセンセーションナリズムが制度に直結しないがゆえに、選挙についての議論とは異なり、諸個人の方に軍配を上げている。
- (9) カールスバート決議がヘーゲルの政治的立場に何らかの変化をもたらしたという点については、福吉40頁以下において詳細な検討がなされている。
- (10) 世論概念の歴史的展開を分析した岡田直之氏は、『世論の政治社会学』(東京大学出版会、2001年、49頁以下)の中で、近代世論の理論づけを行った思想家としてルソーやベンサム、J.S.ミルなどをあげているが、そこにヘーゲルの名は見られない。もっともこれは致し方ないことで、ヘーゲル研究においてさえも、世論についての議論が正面から取り扱われることはこれまでほとんどなかったのである。それはひとえに、ヘーゲルがあたかも民主主義を全否定しているかのような誤解がなされてきたという点、並びに講義録の研究が現在ほど進んでいなかった点に原因があるものと考えられる。その意味でも、本稿でかかる議論に焦点を当てることには重要な意義があるといえよう。
- (11) さきに引用したように、ヘーゲルは「非組織的」という表現をしている(『第6回講義録』第316節、S.723参照)。
- (12) 藤井哲郎「ヘーゲル『法の哲学』における国家・団体・市民」、東京経済学会誌201、1997年、40頁。
- (13) S.Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State* (Cambridge University Press, 1972), p.110.高柳良治訳『ヘーゲルの近代国家論』、未来社、1978年、172頁。
- (14) *Ibid.*, p. 175. 邦訳、270頁。
- (15) 山脇直司『公共哲学とは何か』、筑摩書房、2004年、37頁(以下山脇)。なお、「活私開公」概念については、佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』シリーズ(東京大学出版会、全10巻)において、編集に際しての基本的な視点として位置づけられており、その中で金氏自身の論考も含め詳細な議論が展開されている。
- (16) Avineri, *op.cit.*, p. 134. 邦訳、213頁。
- (17) *Ibid.*, p. 179. 邦訳、279頁。
- (18) Alice Ormiston, *Love and Politics Re-interpreting Hegel*(State University of New York Press, 2004), p.9.
- (19) 山脇氏は、今なぜ公共哲学に注目が集まっているのか、その問いに答えるかたちで本課題について次のように言及している。「私たちは『公共性』と聞くと、何やら国家や政府が担い手となって実現すべきあれこれ、といった漠然としたイメージを抱きがちです。しかし、近年、NPOやNGOなどの新しい公共性の担い手が急速に台頭してきました。こうした事情がいかなる意味をもつのかを探求する学問として、公共哲学に注目が集まっているのです」(山脇8頁)。